

令和7年2月21日

発 言 者	発 言 要 旨
阿部（恭）委員	県内における建設用砕石の残存量の把握状況はどうか。
鉦山鉦害防止主幹	令和5年度末時点で県内111か所において岩石採取認可をしており、新規の認可申請件数は減少傾向にある。残存量の把握は測量等を伴うため困難であるが、認可申請や更新の際の調書から算出した採取予定年数の平均は14年である。
佐藤（正）副委員長	建設用砕石の需給のバランスもあることから、県土整備部と情報共有をしっかりと行い、把握に努めてほしい。
阿部（恭）委員	直近の起業件数、起業した方の年齢構成及び業種の傾向はどうか。
産業創造振興課長	令和5年度に県の支援により起業した件数は85件であり、そのうちスタートアップステーション・ジョージ山形（以下「ジョージ山形」という。）の支援による起業が29件、商工会議所等と連携して起業する方を助成金等で支援するやまがたチャレンジ創業応援事業による起業が50件、市町村や商工団体が主催する創業塾でやまがた産業支援機構が実施した相談支援による起業が6件である。起業した方の年齢構成における統計はないが、6年度のやまがたチャレンジ創業応援事業の実績では30代での起業が一番多く、次いで40代となっている。ジョージ山形では3年11月の開設以降964人から起業に係る相談を受け、79人が創業しているが、相談者は20～40代が中心であり、創業者もその年代が中心と推測する。 業種については、理美容業やネイルサロン等のサービス産業、飲食業、小売業が多い傾向にある。
佐藤（正）副委員長	起業する業種に偏りが生じているように見えるため、その原因を究明すべきと考える。
阿部（恭）委員	これまで県が支援して起業した件数のうち、事業継続率については把握しているか。
産業創造振興課長	平成25年度から開始しているやまがたチャレンジ創業応援事業では、起業した方が商工会議所や商工会の会員となり、経営指導員が経営を伴走支援している。事業開始以降の事業の継続率は90.3%である。
阿部（恭）委員	ジョージ山形、やまがた産業支援機構において支援した事業の継続状況はどうか。
産業創造振興課長	把握はできていないが、ジョージ山形を運営しているやまがた産業支援機構は、起業後の経営に係る相談対応を随時行っていると認識している。
阿部（恭）委員	起業したばかりの事業は知名度が低く、ビジネスを今後展開させるためにも、起業後の事業の周知を含めた支援を県が行う必要があると考えるがどうか。

発 言 者	発 言 要 旨
産業創造振興課長	やまがたチャレンジ創業応援事業における伴走支援のほか、県ではものづくりスタートアップへの補助や、やまがた産業支援機構における販路開拓など、事業継続に向けた支援事業の情報提供も随時行っている。また、やまがたチャレンジ創業応援事業では、県立図書館で事業紹介のパネル展示等の取組を行っており、起業後の事業周知も支援している。
阿部（恭）委員	起業する方が、熱意やスキルを持って起業することは承知しているが、例えば、県が把握している地域課題を解決するため、県がその解決に向けた事業計画を構築し、起業者を募集する形式の起業支援が今後の手法の一つになり得ると考えるがどうか。
産業創造振興課長	起業は、アイデアの実現や、社会貢献の考えを持った方が、自ら事業計画を練り実践していくからこそ、ビジネスとして継続されていくものと考ええる。 一方で、地域課題解決をビジネスにする場合、容易にビジネス化に結び付けられないことから、令和4年度からソーシャルビジネス創出モデル事業を展開しており、行政や産業支援機関、大学、若手コーディネーター、事業の趣旨に賛同する企業が連携・支援することでビジネスが生み出されてきた。異なる分野の人がそれぞれの強みを生かし課題解決に向かっていくというアプローチをとってきており、県としても、このような事業を通してビジネス創出に向けた行政の役割を柔軟に考えていきたい。
松井委員	伝統工芸品等産業新規従事者確保事業における伝統工芸品の定義は何か。また、事業実績の詳細はどうか。
県産品・貿易振興課長	伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき経済産業大臣が指定する工芸品5品目及び平成21年に取りまとめた山形県ふるさと工芸品68品目等を事業の対象としている。令和6年度は米沢織、平清水焼、置賜紬及び山形打刃物の4分野の新規従事者それぞれ1名に対し交付決定しており、新規従事者の年齢構成は20～50代である。
松井委員	他自治体において、伝統工芸品産業分野と福祉分野とが連携する伝福連携が注目されている。障がいを持った方々には単純作業や細かい作業に集中して取り組めるといった特性を有する方がいるため、伝福連携を進めることで障がい者の工賃の低さといった課題の解決や、伝統工芸品に携わる技術者の多様化にもつながるため、伝統工芸品産業従事者と意見交換しながら伝福連携の取組を進めていくべきと考える。 また、パラスポーツ選手が競技を引退した後に伝統工芸品関連企業に就職し、技術を身に付けた上で継続した雇用につながった例もある。伝統工芸品に携わる人の多様化と販路拡大への取組について、来年度以降も継続してほしい。
県産品・貿易振興課長	多くの伝統工芸品関連企業が後継者を求めており、新たな切り口や考え方で後継者を探す取組も必要と考える。他県の状況等を参考に研究していきたい。
関委員	女性の賃金向上推進事業に係る実績及び関係要綱を改正した経緯とその後の状況はどうか。

発 言 者	発 言 要 旨
働く女性サポート室長	女性の賃金向上推進事業は、非正規雇用労働者の処遇改善、特に女性の賃金向上及び正社員化を促進するため、企業等に支援金を支給する事業で、賃金アップコースと正社員化コースの2つのコースがあり、今年度の補正予算要求時点での支給実績は2コース合計で3,245万円である。今後、正社員化コースの申請者の増を見込み、1,080万円を加え、補正後の予算として4,325万円を計上した。 要綱改正の経緯だが、令和5年度の申請内容を確認した結果、高校生や大学生のアルバイトなどを対象にしている申請が多かった。当該事業の目的は、出産や育児等でキャリアがストップした女性の処遇向上や正社員化の促進であることから、対象者の要件に社会保険適用者であることを加える改正を行ったものである。
関委員	賃金アップコースが支給対象としている女性労働者像の詳細はどうか。
働く女性サポート室長	出産や育児等でキャリアが一度ストップしたものの、将来的には正社員を目指す方々を対象にしていることから、高校生や大学生などのアルバイトの方々は、当該事業の目的には合致しないと考える。
関委員	学生アルバイト以外でも、社会保険非適用者がいる可能性がある。最低賃金の上昇に伴う賃金アップにおいて、これらの方々が賃金アップコースの対象となるよう要件を緩和してもよいと考えるがどうか。
働く女性サポート室長	令和5年度の申請書の内容について、申請者の年齢や業種、雇用条件等を含め分析した上で、この度の要綱改正を実施したものである。
関委員	酒米の価格の推移はどうか。
県産品・貿易振興課長	いわゆる酒造好適米である雪女神、出羽の里、出羽燦々は1俵当たり令和5年度から1,800円上がり、美山錦は2,000円上がった。
関委員	酒蔵の酒造好適米の仕入れを支援する必要があると考えるがどうか。
県産品・貿易振興課長	酒蔵は中小事業者が多く、日本酒全体の消費量が減少している中、日本酒自体の販売価格を上げることが難しい状況であるため、酒造好適米の値上がり分の2分の1を支援することとした。なお、支援に当たっては酒蔵と酒造好適米の生産者双方にとってより良い仕組みとなるよう、県産米の利用率を高めること等を要件としている。
吉村委員	中小企業特別高圧電力負担軽減事業費補助金の概要及び補助対象企業の設定の考え方はどうか。
産業技術イノベーション課長	国の物価高対策交付金の中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援メニューを活用し、特別高圧で受電する中小企業の電気料金を補助するものである。 対象企業は、大規模施設向けで7,000ボルトを超える電圧で供給される特別高圧で受電している中小企業と、特別高圧で受電している施設にテナントとして入居し、電力料金を負担している中小企業とした。なお、特別高圧で受電している企業中、大企業やみなし大企業は支援対象外とした。

発 言 者	発 言 要 旨
吉村委員	当該事業のこれまでの補助実績はどうか。
産業技術イノベーション課長	令和5年1～9月を対象にした補助事業では24事業者、約1億3,400万円交付した。また、5年10月～6年5月を対象にした補助事業では21事業者、約5,900万円交付した。
吉村委員	この度の補正予算における想定はどうか。
産業技術イノベーション課長	中小企業が5社程度、いわゆる店子として入っているような企業が20社程度、合計で25社程度を想定している。
吉村委員	インバウンドの増加に伴う飲食店への影響や主要観光地での違法駐車等の課題も生じていると聞いている。オーバーツーリズムの現状及び県の対策はどうか。
国際観光推進室長	観光地の開店後の店舗前への違法駐車や交通事故の発生について聞いている。違法駐車については、店舗側で貼り紙等の対策を講じているものの、言葉が通じないため苦慮しているとのことである。また、ライブカメラによりロープウェイの混雑状況をウェブで発信する等の対応も行われている。地元関係者や警察との意見交換や、オーバーツーリズムの先行地域での対策を参考にし、丁寧に対応していきたい。
田澤委員	信用補完対策事業に関し、現在の保証状況はどうか。
商業振興・経営支援課長	令和6年度第3四半期の公表内容となるが、保証承諾は6,118件、金額は763億8,600万円であり、前年同期比では件数が95.3%、金額が100.3%となり、件数は若干減少傾向にあるが、金額は同程度で推移している。保証債務残高は、6年12月末で3万2,133件、3,938億200万円であり、前年同期比では件数が97.9%、金額が93%となっている。
田澤委員	保証承諾した実績のうち、創業支援に関係する件数はどうか。
商業振興・経営支援課長	180件、約12億円であり、それぞれ前年度比約1割の増である。
田澤委員	代位弁済は倒産の先行指標とも言われるが、代位弁済に至った企業に対する救済支援はあるか。
商業振興・経営支援課長	資金的な手立てとして、商工業振興資金融資制度の中で借換資金のメニューを用意しているため、まずは借換を検討してもらっている。また、金融機関では返済の条件変更等にも柔軟に対応していると聞いているが、なお倒産の可能性が高まった企業に対しては、やまがた産業支援機構の中で企業の再生を所管している中小企業活性化協議会と連携し、再生の道がなければ検討の上、支援している。
田澤委員	零細企業は、コロナ禍の影響が色濃く残る中、さらに昨今の物価高と人手不足で苦勞しているが、価格転嫁をうまく進めることができていない。

発 言 者	発 言 要 旨
商業振興・経営支援課長	価格転嫁に係る企業への指導状況はどうか。 価格転嫁の主な支援主体は国となる。具体的には、いわゆる下請けGメンによる調査活動や、よろず支援拠点内の相談窓口の設置などがある。県では、関係団体と連絡協議会を設置し、価格転嫁に係る状況について情報交換を行うとともに、価格転嫁に関する実践的なセミナーを実施した。セミナーでは原価計算の方法も含め、実際に手を動かす内容とした結果、参加者からは好意的な感想を頂戴した。
田澤委員	将来再生する見込みのない企業についても資金繰り支援により事業継続させるのは、企業の新陳代謝を阻害する場合もあると思うが、経営不振に陥った企業に対する県の取組状況はどうか。
商業振興・経営支援課長	コロナ禍においては、県では10年間の無利子無保証料融資を、国ではゼロゼロ融資を実施するなど、企業の事業継続の支援を重視してきた。令和6年7月以降は、国の方では、コロナ前の支援水準に戻し、経営改善や再生支援に重点を置いた資金繰り支援を基本としている。県においては、資金繰り支援に加えて相談窓口を設けて継続的に企業からの相談を受け付けており、金融機関でも企業の経営状況のモニタリングに注力していると聞いている。その結果、企業の倒産件数はゼロではないものの比較的落ち着いている状況である。
佐藤（正）副委員長	令和6年度産業労働部事業のうち、著しい成果があったもの及び今後特に力を入れていきたい事業は何か。
産業労働部次長	産業振興施策は結果が出るまでに時間がかかるものが多いため、これまで複数年で継続して取り組んできた事業の結果について3点紹介する。 1点目が、新規創業に関するソーシャルイノベーション創出モデル事業である。3年間のモデル事業期間で、18の新規事業の創出につながったほか、地域の若手起業家に加え150を超える地元企業と関係を構築できたことは大きな成果と考える。 2点目が、ものづくり産業の競争力強化、企業の技術力・提案力の強化関連の事業である。工業技術センターの技術的な支援に加え、やまがた産業支援機構が研究開発補助や国の補助金の獲得に向けて様々な支援を行っている。このような研究開発によって複数の企業が新たなビジネスに結び付けるに至り、自社の稼ぐ力の向上に寄与した。 3点目が、産業のセーフティネットとして機能している被災中小企業の支援事業や、価格高騰に対応した各支援事業である。コロナ禍や、度重なる自然災害に加え、近年の原材料費やエネルギー料金高騰等、行政が積極的に下支えをしていかなければならない状況の中、事業者の状況を調査分析し、市町村や産業支援機関、金融機関等と連携をしながらその時々でできる限りの支援を実施してきた。 今後力を入れていく事業として、若者や女性の県内定着に向けた取組、具体的には賃金の向上や職場環境の改善、若者や女性が魅力的と感じる仕事の創出等に取り組んでいきたいと考える。
佐藤（正）副委員長	労働委員会は、労使紛争などを公正中立に解決するための大変重要な行政機関であり、学生向けの出前講座や企業団体へのワークルールの講座等

発 言 者	発 言 要 旨
労働委員事務局 局長	を積極的に実施しているほか、様々な事業を行っているが、令和6年度の事業実績及び今後の取組の方向性はどうか。 令和6年度は、労働委員会の周知、労使間トラブルの未然防止、労使間トラブルのあっせん制度活用等による円満な解決の3つの視点で取組を進めてきた。 広報活動においては、県のSNSに加え、新たにコンビニエンスストア等の協力を得てチラシを配布したほか、労働委員会会長が記者会見やテレビ出演、街頭での啓発活動を展開した。今後も当委員会の存在を広く県民から認知もらえるよう取り組んでいく。 次に、労使間トラブルの未然防止に関する出前講座は、労働委員が講師となり、平成30年度から実施しているもので、6年度は11団体、約600人から受講いただいた。これまでの受講対象者は生徒・学生がほとんどだが、今後は使用者側向けの出前講座も拡充していきたいと考えている。 また、労働委員による労働悩みごと相談会を毎月1回実施しており、6年10月には県内4地域に出向いて「日曜労働悩みごと相談会」を実施したほか、事務局職員は随時相談を受け付け、7年1月末現在、労働者個人から137件、使用者個人から3件、合計140件の相談を受けた。相談内容は、ハラスメント・嫌がらせ、退職、解雇、労働条件等多岐にわたっており、相談者の中には、メンタル不調を訴える方もいるため、より適切かつ的確に傾聴できるように内部研修会を実施し、スキル向上にも努めてきた。あっせんは4件で昨年度より少なくなったが、全て労働相談からあっせんにつながったものであった。 当委員会の取組の方向性は来年度以降も大きく変わることはないが、地道な活動を通して労使間トラブルで悩みを抱えている方が新しい人生の一步を踏み出せるよう、事務局としても相談者に寄り添いながら、親身に対応していきたい。